

八戸市水産物ブランド認証制度実施要領  
(Hachinohe City Marine Products Brand Certification)

(この要領の趣旨)

第1 この要領は、八戸市で製造された安心・安全・高品質な水産加工品（以下「加工品」という。）について、「八戸市水産物ブランド認証(Hachinohe City Marine Products Brand Certification)」を行い、認証された加工品（以下「認証品」という。）を広く情報発信することにより「八戸市の水産物」全体のイメージアップを図り、認知度向上、消費拡大、魚価向上につなげ、八戸市水産物の振興に資することを目的として実施する「八戸市水産物ブランド認証制度」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認証の対象となる加工品)

第2 認証は、次に掲げる全ての要件を満たす加工品に対し行うものとする。

- (1) 八戸市で水揚げされた水産物を主原料としていること。
- (2) 既存商品ではないこと。

(申請資格)

第3 認証の申請を行うことができる者は、原則として市内で水産物の生産又は加工品の製造等をしている個人、企業、団体等で次に掲げる基準に適合する者とする。

- (1) 関係法令を遵守している者。
- (2) 認証の対象となる加工品に関する責任の所在が明確であり、第三者からの苦情、要望等に対する処理体制が確立されていると認められる者。

(認証の申請)

第4 八戸市水産物ブランド認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八戸市水産物ブランド認証申請書（別記第1号様式）及び八戸市水産物ブランド認証調査票（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の八戸市水産物ブランド認証申請書（別記第1号様式）及び八戸市水産物ブランド認証調査票（別記第2号様式）の提出期限は、別に定める。

(認証の審査)

第5 市長は、八戸市水産物ブランド認証調査票（別記第2号様式）を八戸市水産物ブランド戦略会議（Hachinohe City Marine Products Brand Strategy Conference。以下「戦略会議」という。）に提出し、戦略会議は、別に定める「八戸市水産物ブランド認証審査要領」に基づき認証の審査を行うものとする。

- 2 市長は、必要と認めるときは、戦略会議の委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。
- 3 市長は、認証の対象となる加工品の見本の提供を求めることができるものとする。

この場合において、当該見本の提供に係る経費は申請者の負担とし、提供された見本は返却しないものとする。

4 市長は、戦略会議より認証又は不認証の結果の報告を受けるものとする。

(認証の決定)

第6 市長は、前条の規定により、適合すると認める加工品について、八戸市水産物ブランド認証として認定するものとする。この場合において、市長は、申請者に対して八戸市水産物ブランド認証書(別記第3号様式)を交付し、併せて認証を受けた者(以下「認証者」という。)及び認証品について情報を公開するものとする。

2 市長は、前条の規定による審査により、認証基準に適合しないと認める加工品について、理由を付して、認証しない旨を八戸市水産物ブランド不認証通知(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(認証の有効期間)

第7 認証の有効期間は、前条第1項の規定による決定の日から3年を経過する日の属する年度の末日までとする。

(認証の更新)

第8 認証者は、認証期間の更新を行う場合には、認証期間が終了する3箇月前までに、八戸市水産物ブランド認証更新申請書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により更新した認証の有効期間は、認証の満了する日の翌日から起算して3年間とする。

(認証の取消)

第9 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認証を取り消すものとし、認証者にその旨を通知する。

(1) 認証品が認証基準に適合しなくなったと認めるとき。

(2) 虚偽の申請により認証を受けたとき。

(3) その他、法律的倫理的問題が発生し、市長が特に認証を取り消すことが必要と認めるとき。

2 前項の規定により認証を取り消した場合は、速やかにその旨を八戸市水産物ブランド認証取消通知(別記第6号様式)により当該認証者に通知するものとする。この場合において、原則として、取消しの日の属する年の翌年から起算して2年は、当該認証者からの認証の申請を受け付けないものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、認証に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年6月8日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年6月20日から実施する。

附 則

この要領は、令和6年2月16日から実施する。

別記

第1号様式（第4関係）

令和 年 月 日

（あて先）八戸市長

住 所  
申請者 団 体 名  
代表者氏名

## 八戸市水産物ブランド認証申請書

八戸市水産物ブランド認証制度実施要領第4の規定に基づき、次の商品について八戸市水産物ブランドの認証を受けたいので、申請します。

### 1 商品の概要

商品名	希望小売価格（税込／税抜）	備考

### 2 関係資料

（1）八戸市水産物ブランド認証調査票

（2）商品パンフレット（有 ・ 無）※有の場合は添付してください。

## 八戸市水産物ブランド認証調査票

商 品 名	
表示・原材料名 ※食品衛生法に基づき全て記載	<原材料名>
主原料となる水産物 (八戸港水揚げのものに限る)	
加工場の衛生管理レベル	HACCP ・ 一般
内容量	
賞味期限等	賞味期限・消費期限（いずれかに○） 製造日より（ 日 ・ ケ月 ・ 年）
保存方法	<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍 <input type="checkbox"/> その他（ ）
製造者情報 (住所、事業所名)	
希望小売価格	税込・税抜（いずれかに○） 円
取扱期間	<input type="checkbox"/> 常時 <input type="checkbox"/> 期間限定（ 年 月から 年 月）
年間販売量	目標数量
商品の特徴 (提供方法、PR ポイントなど)	

## 八戸市水産物ブランド認証書

八戸市水産物ブランド認証制度実施要領第6第1項の規定に基づき、次のとおり「八戸市水産物ブランド認証」として認定します。

令和 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

八戸市長

印

商品名

認証期間 年 月 日 から 年 月 日

## 八戸市水産物ブランド不認証通知

申請のあった次の商品につきましては、「八戸市水産物ブランド」としての認証をしないこととしましたので、八戸市水産物ブランド認証制度実施要領第6第2項の規定に基づき、通知します。

令和 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

商品名 \_\_\_\_\_

八戸市長

印

認証しない理由

（あて先）八戸市長

住 所  
申請者 団 体 名  
代表者氏名

## 八戸市水産物ブランド認証更新申請書

八戸市水産物ブランド認証制度実施要領第8第1項の規定に基づき、下記のとおり更新を受けたいので、申請します。

### 1 商品の概要

商品名	希望小売価格（税込／税抜）	備考

### 2 関係資料

（1）当初申請書類一式（写し）

（2）商品パンフレット（有 ・ 無）※有の場合は添付してください。

## 八戸市水産物ブランド認定取消通知

八戸市水産物ブランド認証を行った次の商品について、認証を取り消しましたので、八戸市水産物ブランド認証制度実施要領第9第2項の規定に基づき、通知します。

令和 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

商品名 \_\_\_\_\_

八戸市長

印

取消理由